

吉田 利宏 Yoshida Toshihiro 元衆議院法制局参事

1987年衆議院法制局入局、15年にわたり法案や修正案の作成に参画。主な著書に『法律を読む技術・学ぶ技術』[改訂第3版](ダイヤモンド社、2016年)『民法を読む技術・学ぶ技術』(ダイヤモンド社、2021年)など

不法行為

不法行為とは

不法行為。聞いたことはあっても、正確な意味までは知らない言葉の1つかもしれません。民法には次のような条文があります。

(不法行為による損害賠償)

第709条 故意又は過失^{また}によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

この条文にある「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した」ことが**不法行為**です。「むしゃくしゃして誰かを殴って怪我^{けが}をさせた」とか「脇見運転をして他人の家の塀にぶつかって壊した」といったケースはそれに当たります。こうした場合には刑事上の責任とは別に、不法行為によって生じた損害を賠償しなければなりません。「故意又は過失」という、いわば自分の責任で損害を生じさせたのですから当然です。

責任能力

ただ、未成年者で「自己の行為の責任を弁識するに足りる知能を備えていなかったときは」賠償の責任を負いません(712条)。未成年であれば責任を負わなくていいというわけではありません。「自己の行為の責任を弁識するに足りる知能」のことを**責任能力**といいます。責任能力のない未成年者の場合、責任を負わなくていいとされているのです。責任能力があるかどうかは年齢ばかりでなく、行為の種類などから

債権を発生させる原因の1つに不法行為があります。その不法行為を関係する用語と一緒に考えます。民法用語の紹介は、これで一区切りです。(本文中の括弧内の条文番号は民法)

それぞれ判断されるのですが、大体11、12歳を基準として考えられています。

また、「その人の責任を問う」ことが不法行為の本質なので、「精神上的障害により自己の行為の責任を弁識する能力を欠く状態にある間に他人に損害を加えた者」も責任能力がないこととなります。ただし、故意や過失によって、一時的にそうした状態を招いたときは別です。例えば、「深酔いして、記憶が途切れて……」なんて場合には、自分のしたことの責任を当然負わなければなりません(713条ただし書)。責任能力がない者がした行為については、その監督義務者などが責任を負うこととなります(714条)。

慰謝料

不法行為において負うべき賠償は、精神的な損害に対するものを含みます。これを**慰謝料**^{いしやりょう}といいます。身体、自由又は名誉を侵害されたときばかりでなく、財産権を侵害されたときであっても、それに精神的な苦痛が伴う場合には慰謝料を請求することができます。「医者料」ではなく「慰謝料」です(大学時代、勘違いしていました)。

使用者責任

民法にはこれまで紹介した一般の不法行為責任のほかに、特殊な不法行為責任を定めた規定があります。いくつか紹介しましょう。

「後で品物を家まで届けてほしい」。そうお客様から言われて、スーパーでの購入品を従業員が車で届けました。その途中、前方不注意で車を

他人の家の塀にぶつけて壊してしまったとします。こんなときには、そのスーパーが従業員に代わって損害賠償責任を負います。もちろん、不注意で事故を起こし損害を生じさせたのは従業員です。しかし、従業員はスーパーの事業活動として配達をしているわけです。事業活動での利益はスーパーの「儲け」になります。儲けているのであれば、それに伴う賠償責任も負わなければなりません。こうした考え方を**報償責任の法理**といいます。この報償責任の法理から、715条1項では、従業員の加害行為(不法行為)に対して、その使用者が賠償責任を負うべきことが定められています(**使用者責任**)。使用者は自らが行ったわけではない不法行為の責任を負うわけです。ただ、場合によっては、従業員にその額を請求すること(これを**求償**といいます)もできます。

なお、条文には「使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったとき」には、使用者責任は問われないとありますが、実際にはこの部分が適用されるケースは多くありません。

(使用者等の責任)

第715条 ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

2・3 略

工作物責任

もう1つ、特殊な不法行為責任を紹介します。それが**工作物責任**です。例えば、マンションの外壁の一部が崩れて通行人に当たり怪我をさせたとします。この場合、マンションの占有者がまず被害者に損害賠償責任を負うことになっています(717条1項)。占有者は、そのマンシ

ョンに住んでいる人です。もし、「占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは」、占有者ではなく所有者が賠償責任を負います。この場合、被害者との関係で所有者は責任を免れることはできません。一般の不法行為に比べて特殊なところは、故意や過失がなくとも責任を負うところにあります。

工作物というのは、土地に定着する人工的な構造物をいいます。建物も工作物です。この工作物から生じた被害についての不法行為責任が**工作物責任**なのです。

結果論的な理屈ですが、他人に損害を生じさせるような物を支配している者は、損害の賠償などの責任も負わなければならないという考え方(**危険責任の法理**)が工作物責任の背景にはあります。

もちろん、外壁の一部が崩れた原因がマンションを建てた事業者の手抜き工事だったような場合には、損害賠償をした占有者や所有者がその事業者に求償することができます。

昆虫博士の金言

「名前を知ると、その虫のことをもっと知りたくなる」。そういつも教えてくれる昆虫博士(マニア)の友人は、名前を呼びながら、「どうしてお前はそんな名前がついているのだ」と、うれしそうに虫に接しています。ときにはその虫の特徴や習性のヒントが名前に隠されているとい

います。民法の用語を少し知ったからといって、民法の内容が理解できたことにならないでしょう。しかし、仕事で関係した、少し興味を持った、そんな用語だけでも調べてみると、関係する周辺の用語へと知識が広がります。知識が広がるうちに、民法に横たわる公平や正義の感覚に触れることができるかもしれません。

この連載がそうしたきっかけになったとしたら、とても幸せです。